

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品の名称 **タイルガード・プロ**

推奨用途 : 磁器タイルの防汚剤

使用上の制限 : 推奨用途以外には使用しないこと。

会社名 : 日本ケミカル工業株式会社

住所 : 〒424-8558 静岡県静岡市清水区吉川813番地

電話番号 : 054-345-3476

FAX番号 : 054-347-6865

担当部署 : 技術部

2. 危険有害性の要約

GHS分類

| | | |
|-----------|----------------|------|
| 物理化学的危険性 | 引火性液体 | 区分2 |
| 健康に対する有害性 | 生殖毒性 | 区分1B |
| 環境に対する有害性 | 水生環境有害性 短期（急性） | 区分2 |
| | 水生環境有害性 長期（慢性） | 区分3 |

注) 上記のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については、「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当する。なお、これらに該当する場合は後述の11項に記載した。

GHSラベル要素



注意喚起語 : 危険

危険有害性情報 : H225 引火性の高い液体及び蒸気

H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ

H401 水生生物に毒性

H412 長期継続手影響によって水生生物に有害

注意書き : 【安全対策】

P210 热、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。

P233 容器を密閉しておくこと。

P240 容器を接地すること、アースをとること。

P241 防爆型の電気機器、換気装置、照明機器を使用すること。

P242 火花を発生させない工具を使用すること。

P243 静電気放電に対する予防措置を講ずること。

P202 すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと

P280 保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。

P273 環境への放出を避けること。

【応急措置】

P303+P361+P353 皮膚（または髪）にかかった場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水／シャワーで洗うこと。

P370+P378 火災の場合には、消火に二酸化炭素、粉末消火剤、泡消火剤、乾燥砂類の消火剤を使用すること。棒状注水は危険性を増す。

P308+P313 ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。

【保管】

P403+P235 換気の良い場所で保管すること。涼しい所に置くこと。

P405 施錠して保管すること。

【廃棄】

P501 内容物や容器を廃棄する場合は、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成及び成分情報

混合物

化学特性・危険有害成分：含有成分及び濃度

| 化学名 | 濃度 wt% | CAS No. | 化審法 No. | 安衛法 No. | 化管法 No. | 毒劇法 No. |
|---------------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| アルコキシラン | 30～45 | 社外秘 | 社外秘 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| メタノール | <0.5 | 67-56-1 | 2-201 | 560 | 非該当 | ※4 |
| ヘキサメチルジシロキサン | 10 | 107-46-0 | 2-2956 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| オクタメチルトリシロキサン | 10 | 107-51-7 | 7-476 | 非該当 | 非該当 | 非該当 |
| エチルベンゼン | <0.015 | 100-41-4 | 3-28 | ※1 | ※2 | 非該当 |
| キシレン | <0.015 | 1330-20-7 | 3-3 | ※1 | ※2 | ※3 |
| トルエン | <0.005 | 108-88-3 | 3-2 | ※1 | ※2 | ※3 |

※1：エチルベンゼン、キシレン、トルエンは、安衛法表示／通知対象物質であるが、含有量の関係で法律に該当しない。

※2：エチルベンゼン、キシレン、トルエンは、第一種指定化学物質であるが、含有量の関係で法律に該当しない。

※3：メタノール、キシレン、トルエンは劇物であるが、含有量の関係で法律に該当しない。

化審法 No.：化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 官報公示整理番号（既存化学物質）

安衛法 No.：労働安全衛生法施行令別表第九 政令番号（名称等を表示／通知すべき危険物及び有害物）

化管法 No.：特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律 管理番号（指定化学物質）

毒劇法 No.：毒物及び劇物取締法 法律又は政令番号（毒物又は劇物）

4. 応急措置

吸入した場合 : 直ちに作業を中止し、空気の新鮮な場所へ移し、保温しながら安静にすること。
もし呼吸が不規則な場合や吐き気がする場合は、直ちに医師の診察を受けること。

皮膚に付着した場合 : 付着液を紙、布等で素早く拭き取り、もし衣類や靴が汚染した場合は直ちに脱ぎ、接触部位を多量の水又は石鹼を用いて洗浄すること。

外観に変化が見られたり、痛みがある場合は速やかに医師の診察を受けること。

目に入った場合 : コンタクトの有無を確認し、使用している場合は固着していない限り外し、直ちに多量の清浄な水で15分以上洗眼し、瞼の裏まで完全に洗い、医師の診察を受けること。

飲み込んだ場合 : 無理に吐き出させずに、直ちに医師の診察を受けること。
揮発性液体なので、吐き出せるとかえって危険性が増大する。

被災者に意識がない場合は、何も与えてはならないし、吐かせようとしてもいけない。

急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状

：情報なし。

応急措置をする者の保護：救助者は、適切な保護具を着用する。

医師に対する特別な注意事項：情報なし。

5. 火災時の措置

適切な消火剤：粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

使ってはならない消火剤：棒状注水（棒状注水は、火災を拡大し危険な場合がある。）

特有の危険有害性：・引火性の高い液体及び蒸気。熱、火花、火炎で容易に発火する。
・加熱により容器は爆発する恐れがある。

特有の消火方法：・保護具を着用し、消火剤を使用すること。

・消火作業は風上から行うこと。

・可燃性のあるものを周囲から速やかに取り除くこと。

・周辺火災の場合には、速やかに容器を安全な場所に移すこと。

・移動不可能な場合は周囲に散水して冷却すること。

・小規模火災には粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂を用いること。

・大規模火災には泡消火器を用いて空気を遮断することが有効である。

消火活動を行う者の特別な：適切な保護具（耐熱性着衣・手袋、呼吸保護マスク等）を着用すること。

保護具及び、予防措置

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項：・風下の人を退避させること。

保護具及び緊急時措置：・付近の着火源となるものを速やかに取り除くこと。

・屋内で漏洩した場合は、窓、ドアを開けて十分に換気を行うこと。

・作業の際には適切な保護具(保護手袋、保護マスク、保護前掛け、ゴーグル等)を着用すること。

環境に対する注意事項：・流出した製品が河川などに排出され、環境への影響を起こさないよう注意すること。

封じ込め及び浄化の方法：・漏出付近の着火源を速やかに取り除くこと。

及び機材

回収、中和：・漏出量が少量の場合は、土砂、ウエス等に吸収させて、できるだけ空容器に回収すること。その後、多量の水で洗い流すこと。

洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。

・多量の場合は、土砂、ウエスなどで流れを止め、できるだけ回収すること。残量は多量の水で洗い流すこと。

洗浄した水は、地面や排水溝等にそのまま流さないこと。

廃棄：・廃棄物は関連法令に基づいて処理すること。

二次災害の防止策：・周辺の着火源となるものを速やかに取り除くこと。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策：『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の設備対策を行い、保護具を着用すること。

・蒸気の発散を抑え、作業環境濃度をできるだけ低く保つように努めること。

・静電気対策を行い、作業衣及び作業靴は導電性のものを用いること。

・皮膚、目、顔を保護する適切な保護具（保護手袋、保護マスク、保護前掛け、

ゴーグル等）を着用すること。

- ・指定数量以上の危険物を取り扱う場合は、法に定められた基準を満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行うこと。数量指定未満の場合は、都道府県条例等に従うこと。

局所排気・全体換気：『8. ばく露防止及び保護措置』に記載の局所排気、全体換気を行うこと。

接触回避 : 『10. 安定性及び反応性』を参照のこと。

安全取扱い注意事項 : ・火気厳禁。周辺での火気・スパーク・高温物の使用は避けること。

- ・引火しやすく、またその蒸気は空気と混合して爆発性混合ガスを形成するので火気は絶対に近づけないこと。
- ・換気のよい場所で使用し、容器は使用ごとに密栓すること。
- ・取扱い後は手洗い、うがい、洗顔を十分行うこと。作業衣などに付着した場合は着替えること。
- ・他の薬品類（特にハロゲン、強酸化剤、強塩基、強酸）との混合は行わないこと。

衛生対策 : 取扱い後はよく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

技術的対策 : ・貯蔵場所の電気機器は防爆構造とし、機器類は全て接地すること。

- ・ボイラ等熱源のある場所を避けること。

- ・容器は密栓し、高温（40°C以上）、直射日光を避け、風通しの良い冷暗所に保管すること。

保管条件 : 熱、火花、裸火のような着火源から離して保管すること。一禁煙。

直射日光、火気を避けること。

容器を密栓して、換気の良い冷所で施錠して保管すること。

容器包装材料 : 密栓できるもの。金属缶などが望ましい。

8. ばく露防止及び保護措置

本品での情報なし。本品が水、酸、アルカリ化合物と反応し生成するメタノールの管理・許容濃度をしめす。

管理濃度 : メタノール 200ppm

許容濃度 : メタノール 日本産業衛生学会 200ppm OSHA PEL (Final rule) : TWA200ppm

ACGIH : TWA 200ppm , STEL 250ppm

設備対策 : ・屋内作業場での使用は、発生源を密閉する設備または蒸気濃度が許容濃度以下になるような局所排気装置を設置すること。

・機械的排気装置は防爆式とすること。

・取扱い場所の近くに安全シャワー、手洗い、洗眼設備を設け、位置を明瞭に表示すること。

適切な保護具

呼吸器の保護具 : 必要に応じて有機ガス用マスクを使用すること。

手の保護具 : 必要に応じて耐油性手袋を使用すること。

目の保護具 : 必要に応じて保護眼鏡を使用すること。

皮膚及び身体の保護具 : 必要に応じて耐油性手袋、保護前掛けを使用すること。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態 : 液体

色 : 淡黄色

臭い : 微溶剤臭

融点／凝固点 : 製品としてデータなし

沸点又は初留点及び沸点範囲 : 製品としてデータなし

可燃性 : 製品としてデータなし

爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界 : 製品としてデータなし

| | |
|---------------|---------------------|
| 引火点 | : -10.0°C |
| 自然発火点 | : 製品としてデータ無し |
| 分解温度 | : 製品としてデータなし |
| pH | : 製品としてデータなし |
| 動粘性率 | : 製品としてデータなし |
| 溶解度 | : 水に易溶 |
| n-オクタール／水分配係数 | : 製品としてデータなし |
| 蒸気圧 | : 製品としてデータなし |
| 密度及び／又は相対密度 | : 0.937g/cm³ (20°C) |
| 相対ガス密度 | : 製品としてデータなし |
| 粒子特性 | : 製品としてデータなし |
| その他のデータ | : 製品としてデータなし |

10. 安定性及び反応性

| | |
|------------|------------------------------------------------------------------------|
| 反応性 | : データなし |
| 化学的安定性 | : 化学的に安定。 |
| 危険有害反応可能性 | : 酸化性、自己反応性、爆発性なし。 水及び酸、アルカリ化合物と穏やかに反応してメタノールを生成する。 ※乾燥被膜は反応性なし。 |
| 避けるべき条件 | : 静電放電、衝撃、振動、火気、加熱、高温 |
| 混触危険物質 | : ハロゲン、強酸化剤、強塩基、酸、アルカリ 種の異なる危険物（第1類、第6類）と同一の貯蔵所に貯蔵しないこと。 |
| 危険有害な分解生成物 | : メタノール |

11. 有害性情報

※下記有害性情報は、JIS Z 7252 より混合物としての GHS 区分を分類した結果に基づく。

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| 急性毒性 | : データ不足により、分類できない、または区分に該当しない |
| 皮膚腐食性／刺激性 | : データ不足により、分類できない |
| 眼に対する重篤な損傷／刺激性 | : データ不足により、分類できない |
| 呼吸器感作性 | : データ不足により、分類できない |
| 皮膚感作性 | : データ不足により、分類できない |
| 生殖細胞変異原性 | : データ不足により、分類できない |
| 発がん性 | : データ不足により、分類できない |
| 生殖毒性 | : 区分 1B 成分 ≥ 0.3% より、区分 1B |
| 特定標的臓器毒性（単回ばく露） | : データ不足により、分類できない |
| 特定標的臓器毒性（反復ばく露） | : データ不足により、分類できない |
| 誤えん有害性 | : データ不足により、分類できない |

追加情報：以下に分解生成物（メタノール）及び配合成分の有害性情報を示す。

| | メタノール | アルミニウムキレート化合物 |
|---------|-----------------------|---------------------|
| 皮膚刺激性 | 20mg/24hr 中刺激性（ウサギ） | — |
| 眼刺激性 | 100mg/24hr 中刺激性（ウサギ） | — |
| 急性毒性 経口 | ラット LD50 5628mg/kg | マウス LD50 18.16ml/kg |
| 吸入 | ラット LC50 64000ppm/4hr | — |

12. 環境影響情報

| | |
|----------------|------------------------------------------------------------------|
| 水生環境有害性 短期（急性） | : (毒性乗率 M × 10 × 区分 1 成分) + 区分 2 成分) ≥ 25% より、区分 2 |
| 水生環境有害性 長期（慢性） | : (毒性乗率 M × 100 × 区分 1 成分) + (10 × 区分 2 成分) + 区分 3 ≥ 25% より、区分 3 |
| オゾン層への有害性 | : データ不足により、分類できない。 |
| 生態毒性 | : 製品としてデータなし。 |
| 残留性・分解性 | : 製品としてデータなし。 |
| 生態蓄積性 | : 製品としてデータなし。 |
| 土壤中の移動性 | : 製品としてデータなし。 |
| 他の有害影響 | : 製品としてデータなし。 |
| 環境基準 | : 製品としてデータなし。 |

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物 : ・事業者は産業廃棄物を自ら処置するか、又は知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合は、そこに委託して処理をすること。
・焼却処理をする場合、安全な場所でかつ燃焼ガスに注意し、他に危害又は損傷を及ぼす恐れがないように注意すること。

汚染容器・包装 : 容器は、中身の液を使い切ってから廃棄すること。

※必ず当該地域の廃棄規制をご確認ください。

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報

UN No : 1993

Proper Shipping Name : FLAMMABLE LIQUID, N.O.S (Methylmethoxysiloxane)

Class : 3

Packing Group : II

国内規制

陸上規制情報 : ・消防法、危険物の規制に関する規制などの輸送について定めるところに従うこと。
・容器は、消防法、危険物の規制に関する技術上の基準を定めたものを使用すること。
危険物第1、6類及び高圧ガスとの混載は避けること。
・指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合は、総務省令で定めるところにより当該車両に標識を掲げること。また、この場合は当該危険物に該当する消火設備を備えること。
運搬時の積み重ね高さ3m以下とすること。

海上規制情報 : 船舶安全法に定めるところに従うこと。

国連番号 : 1993

正式品名 : その他の引火性液体（他の危険性を有しないもの）
(メチルメトキシシロキサン)

分類・項目・等級 : 引火性液体類・3

容器等級 : II

航空規制情報 : 航空法に定めるところに従うこと。

輸送又は輸送手段に : ・危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは
関する特別の安全対策 破損しないように積載すること。
・危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動搖を起こさないように運搬すること。
・危険物の運搬中、危険物が著しく漏れる等災害が発生するおそれがある場合には、災害を
防止するための応急措置を講ずると共に、もよりの消防機関その他の関係機関に通報する

こと。

- ・食品や飼料と一緒に輸送してはならない。
- ・取扱い及び保管上の注意の項による他、可燃性のある有害性液体に関する一般的な注意事項による。引火性の液体なので「火気厳禁」。
- ・輸送の際は、容器漏れのないことを確かめ、荷崩れのないような処置を講ずること。

緊急時応急措置指針番号：128 引火性液体（非極性／水不溶）

15. 適用法令

法規制

| | |
|------------------|--------------------------------------------------|
| 消防法 | ：危険物 第4類第1石油類 危険等級II 非水溶性 |
| 労働安全衛生法 | ：別表第一 危険物 四 引火性の物 名称等を表示／通知すべき危険物及び有害物（メタノール） |
| 化管法 | ：非該当 |
| 毒物及び劇物取締法 | ：非該当 |
| 船舶安全法 | ：危規則第2, 3条 危険物告示 別表第1 引火性液体類 |
| 航空法 | ：施行規則第194条 危険物告示 別表第1 引火性液体 |
| 海洋汚染防止法 | ：油分排出規制 |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | ：特別管理産業廃棄物（廃油） |

※必ず当該地域の法規制をご確認ください。

16. その他の情報

主な引用文献 原料メーカーのSDS
溶剤便覧

※注意

記載内容は、現時点での入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常の取扱いを対象としたものですので、特別な取扱いをする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。